

# 令和元年度自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業公募要綱

## 1. 目的

我が国の自殺者数の年次推移は減少傾向にあるものの、依然として毎年2万人を超える水準であり、引き続き自殺防止に向けて取組を進めることが喫緊の課題となっている。

自殺の背景には過労、生活困窮、いじめや孤立など様々な要因があるが、本事業では精神保健上の問題による自殺対策のうち、特に自殺のハイリスク者で再企図の多い自殺未遂者に対する医療提供体制の構築等、自殺未遂者支援体制を整備することにより、我が国の自殺未遂者対策の支援及び向上を図ることを目的とする。

## 2. 概要

本事業を実施する法人に対し、国が補助を行う。

## 3. 補助対象事業

### (1) 実施主体

公募により採択された法人格を有する団体とする。

### (2) 事業内容

#### ① 自殺未遂者支援連携協議会の開催

地域の拠点となる医療機関と保健・医療・福祉・消防・警察等の関係機関のネットワークを構築し、自殺未遂者に対し地域で継続的なケアができる体制の整備を推進する。

#### ② 医療従事者や行政機関等を対象とした研修会の開催

自殺未遂により救急医療機関に搬送される自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的な支援・介入を行うことが自殺未遂の再企図を防止する上で重要である。

自殺未遂者に対して適切な支援を行うことができるよう、ケースマネジメントの実施を予定している医療機関の医師を始めとする医療従事者及び退院後に地域での継続的な相談支援を行う者等を対象に研修を実施する。

なお、研修受講者については、事業実施者が幅広く募集すること。ただし、全国の医療機関を対象とするのが困難な場合、研修対象を実施可能な地域に限定することは差し支えない。

③ 自殺未遂者支援コーディネーターの配置

①、②を円滑に実施するため、自殺未遂者支援コーディネーターを配置して、会議や研修の実施の調整を行う。

※ ②の実施は必須とする。

(3) 実施期間

採択の決定日から開始し、令和2年3月末日までに完了すること。

4. 補助経費等

経費の補助については、別に定める交付要綱に基づいて行われるものである。

(1) 補助金額

事業に要する金額

ただし、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は応募額を下回ることがあるので留意すること。

(2) 補助対象経費

想定される補助対象経費については、採択の決定日から令和2年3月末日までの間に支出された諸謝金、賃金、国内旅費、備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費（ただし、上記の対象経費に限る。）とする。

5. 留意事項

事業内容、補助対象経費等については、以下の点に留意すること。

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

- (4) 補助対象事業について他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業に係る経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

## 6. 応募方法

### (1) 提出書類

#### ア. 自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業計画書

様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

- ・法人概要（様式2）
- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・事業実施スケジュール表（様式5）

#### イ. その他

定款又は寄附行為、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。

提出書類は原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

### (2) 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室（以下「厚生労働省」という。）

### (3) 提出期限

令和元年9月10日（火）15：00必着

## 7. 採択方法

- (1) 応募のあった事業については、厚生労働省に設置する本事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）が書面による一次審査を行った後、評価委員会が特に必要と認める場合は、ヒアリングによる二次審査を行い、採択事業を決定する。

- (2) 二次審査においては、応募者に対して評価委員会で応募内容に関する説明を求めるものとする。

- (3) 審査に係る経費については補助対象としないので注意すること。

- (4) 応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場

合がある。

(5) 審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

(6) 採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

## 8. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、交付要綱に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

## 9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、交付要綱に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和2年4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

## 10. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 11. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
心の健康支援室心の健康係

### 12. 本事業に係る照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
心の健康支援室心の健康係

TEL03-5253-1111（内3069） FAX03-3593-2008